

平成14年度診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト

平成14年3月15日第1版

区分番号	改 正 内 容	改 正 対 応
L003	硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（１日につき） （麻酔当日を除く） （注の変更） 注 精密持続注入を行った場合は、所定点数に１日につき８０点を加算する。 （精密持続注入加算 １００点 → ８０点）	点数マスタの変更を行う * 点数マスタの更新データの提供を行う
L008	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔（２時間まで） （点数の見直し） ５９３０点 → ６１００点 （注の変更） 注５ 経皮的動脈血酸素飽和度監視を行った場合は、１５０点を加算する。 → （手技料へ包括） 注５ 呼気麻酔ガス濃度監視を行った場合は、５０点を加算する。	点数マスタの変更を行う * 点数マスタの更新データの提供を行う

平成 1 4 年度診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト

平成14年 3 月 1 5 日第 1 版

区分番号	改 正 内 容	改 正 対 応
L105	硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入（１日につき） （チューブ挿入当日を除く） （注の変更） 悪性腫瘍の患者に対して、埋込型カテーテルを設置した場合は、８００点を加算する。この場合において、使用したカテーテル、カテーテルルアクセス等の材料の費用はこの点数に含まれるものとする。 → （手術の部へ） 注 精密持続注入を行った場合は、所定点数に１日につき８０点を加算する。 （精密持続注入加算 １００点 → ８０点）	点数マスタの変更を行う * 点数マスタの更新データの提供を行う
	（酸素の価格の設定） 購入価格 → 価格	